

# 第40期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2024年12月19日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

## 開催場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 本館中2階「光の間」  
(ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 議決権行使期限

2024年12月18日（水曜日）  
午後5時まで

### 株主の皆さまへ

- 当日のご出席に代えて、インターネット又は郵送により議決権を行使することができます。ぜひ株主様のご意見を反映いただきたいと思います。
- 当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

株主の皆さまへ	1
第40期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	7
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件	
事業報告	17
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44

株主の皆さまへ

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

中期経営計画「Value Innovation 2024」の最終年度となる2024年9月期は、ホテル・観光・飲食業界の好調な景況に後押しされる一方、引き続きの慢性的な人手不足、物価をはじめとしたさまざまなコストの高騰といった課題に直面する中、事業基盤の安定化に腐心した一年でした。自然災害は歴史的な想定を上回る規模のものが各地で幾度となく発生し、当社を取り巻く環境やお客様の事業、及び従業員の生活環境にさまざまに影響しました。かような一年も皆さまのお力添えをいただき、おかげさまで今期も増収増益及び増配を実現できました。

また、日経平均株価が堅調に高値を更新する状況の中、個人投資家向け事業説明会への積極的な参画によって、投資家の皆さまの当社グループ事業への理解と期待の手応えを一層強く感じる一年でもありました。夏には日経平均株価が大きく変動する局面もありましたが、年間を通じて当社株価は堅実な推移となりました。一方、株主の皆さまからは、成長戦略や外部環境リスクへの対応に関して、従来から一層踏み込んだご要望をいただく一年となりました。

2024年12月19日、本総会の開催の日をもって当社は40周年を迎えます。上場を目標に目指して走り続けた設立からの20年を創業期、次の20年は事業多角化によるグループ経営の基盤づくりの第二創業期として、迎える“第三創業期”は、今まで先人が築いてきたお客様及びパートナーとの信頼関係や、技術・経験・ノウハウ、そして志に基づいた人間力といった資産を活かしてトランスフォームするべき時機と捉えております。スローガン『Go Beyond! Next20』のもと、グループ一丸となってお客様及び株主の皆さまの期待を超える成果実現のため、引き続き力を尽くします。

今後とも格段のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株式会社C S Sホールディングス

代表取締役社長 **水野克裕**

株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号



株式会社CS Sホールディングス

代表取締役社長 水野 克裕

## 第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討のうえ、4ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年12月18日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月19日(木曜日) 午前10時
  2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 本館中2階「光の間」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第40期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第40期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

#### 4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

##### 【当社ホームページ】

[https://www.css-holdings.jp/ir/about\\_stock/meeting.html](https://www.css-holdings.jp/ir/about_stock/meeting.html)

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、掲載書類をご確認ください。）



##### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www.2jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「CSSホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



##### 【株主総会ポータル（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net>

（同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトにアクセスしID・パスワードを入力ください。）



※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

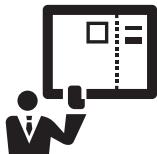
#### 5. 招集にあたっての決定事項

- (1)本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。ただし、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」をお送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- (2)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3)インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4)インターネットと議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (5)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4.電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2024年12月18日（水曜日）**  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2024年12月18日（水曜日）**  
午後5時到着分まで



### 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

**2024年12月19日（木曜日）**  
午前10時（受付開始:午前9時30分）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

投票通知参照と  
議決権行使はこちら  
株主総会ポータルサイト  
ログイン用QRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

#### 第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）双方により議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 『株主総会ポータル<sup>®</sup>』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

## POINT 1

### スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。  
株主総会資料も閲覧できます。

## POINT 2

### 簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



## POINT 3

### 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。  
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2024年12月18日 (水) 午後5時

## PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

**株主総会ポータルURL** ▶<https://www.soukai-portal.net>

### ◀議決権行使方法▶

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>

## 事前質問受付のご案内 事前質問受付期限 2024年12月13日(金)午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は3回までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げるに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

### ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**0120-652-031** (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。

当社は、定款により取締役の任期を1年と定めており、株主の皆さまの判断を経営に適切に反映できる体制としております。また、取締役の構成については、知識・経験・能力の多様性を確保するようにしております。つきましては、以下取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から各候補者は当社の取締役として適任であり、本議案について特段指摘することはないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	野口 緑	再任	代表取締役	17回中17回 (100%)
2	水野 克裕	再任	代表取締役社長	17回中17回 (100%)
3	太田 清久	再任	取締役	17回中17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 の ぐち みどり 野 口 緑 (1957年3月8日生)	1984年12月 当社取締役 1998年10月 当社取締役副社長 2003年11月 当社代表取締役会長 2008年4月 当社取締役会長 2020年12月 当社代表取締役会長 2021年12月 当社代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)セントラルサービスシステム 代表取締役会長 (株)センダン 取締役 (株)CSSビジネスサポート 取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役 音響特機(株) 取締役	566,600株
【取締役候補者とした理由】 野口緑氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の取締役として経営に関与しており、グループ内における事業経営を中心に、経営者としての豊富な経験を有しております。その知見に基づき、当社グループ経営における大所高所からの指導・助言をいただくことや、ダイバーシティの推進に適任であると判断し、引続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	再任 みず の かつ ひろ 水 野 克 裕 (1962年4月12日生)	1985年4月 (株)リクルート入社 2008年4月 リクルート健康保険組合出向 常務理事 2010年7月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン入社 2013年1月 (株)ユニヴァ・キャピタル・ジャパン 取締役 2017年4月 (株)ユニヴァ・マルシェ 代表取締役 2019年7月 ユニヴァ共済協同組合 代表理事 2021年12月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) (株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長 (株)CSSビジネスサポート 代表取締役社長	18,000株
【取締役候補者とした理由】 水野克裕氏は、マーケティングや広報を始め、企業経営・事業戦略等に関する幅広い活動経験と高い見識を有しております。当社グループにおいて事業執行を代表する役割としてその知見を取締役に会において発揮していただくことにより、当社グループの将来にわたる事業成長と企業価値向上の実現を図るとともにグループ全体の監督・ガバナンス強化の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おお た きよ ひさ 太 田 清 久 (1960年8月4日生)	1983年4月 (株)野村総合研究所入社 1996年5月 メリルリンチ日本証券(株)入社 2003年4月 起業投資(株)設立 執行役員専務 2014年8月 日本通信(株)ヴァイスプレジデント 2016年10月 (株)オーバー・ザ・エアー 代表取締役 2022年4月 当社 顧問 2022年12月 当社 取締役(現任) 2023年12月 (株)CXC 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) なし	0株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 太田清久氏は、長年の株式市場における豊富なキャリアと、企業経験・事業戦略・M&A等に関する高い見識を有しており、取締役会においてその見識を発揮いただいております。これらの知見及び経験を当社グループにおける経営企画・事業戦略に活かし、グループの持続的成長と企業価値向上、資本市場に精通した立場からのコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことが期待できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は2024年9月30日現在のものです。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役及び執行役員、子会社の役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。なお、各候補者の選任が承認され取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、また、各候補者の任期途中である2025年4月に当該保険契約を同内容で更新する予定です。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2023年12月15日開催の第39期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役篠連氏の選任の効力が本総会の時までとされており、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
しの 篠 連 (1957年2月26日生)	1986年10月 司法試験合格 1989年4月 弁護士登録 1990年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士(現任) 2016年6月 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 高島株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 前田建設工業株式会社 監査役 (重要な兼職の状況) シナネンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 高島株式会社社外取締役(監査等委員)	0株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割】</p> <p>篠連氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として培われた高い専門知識や企業法務等に関する見識と、様々な企業での社外役員等の経験を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営全般の監視に生かし、客観的かつ公正な立場で提言をいただけるものと判断し、引続き補欠の社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者の所有する当社の株式数は2024年9月30日現在にて表示しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 篠連氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、篠連氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結する予定です。当該契約では、職務の執行に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

#### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員及び当社グループ会社（注）の取締役、執行役員を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、また、2021年12月21日開催の第37期定時株主総会において現行BBT制度の報酬枠再設定についてご承認いただき、現在に至ります（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

今般、従来以上に当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様と価値共有を一層進めることを目的に、現行BBT制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下、「本制度」といいます。）へ移行するとともに、対象者を当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「取締役」といいます。）、執行役員（雇用型執行役員を除きます。以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）とすること及びその他所要の変更を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の指名・報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度改定は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、指名・報酬委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度改定は相当であるとの意見表明を受けております。

（注）当社子会社と同子会社が100%出資する子会社を指します。

#### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

##### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給

付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本総会終結後における当社所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## (2) 本制度の対象者

当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員（雇用型執行役員を除きます。）

## (3) 信託金額

当社は、原決議の範囲内で、65百万円の金銭を拠出して現行BBT制度に基づく信託を設定しており、本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものとします。本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年9月末日で終了する事業年度から2029年9月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定し、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## (4) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり

25,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は125,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (5) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、25,000ポイント（うち取締役分として21,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数250個の発行済株式総数に係る議決権数51,180個（2024年9月30日現在）に対する割合は約0.48%です。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（6）の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### (6) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を

行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

### (7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

### 3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は当社グループ会社（以下、「当社グループ」という。）における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③ 譲渡制限の解除

対象役員が、当社グループにおける役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

#### ④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

## <取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

当社は役員報酬制度をグループガバナンスにおける最重要事項として位置づけ、以下の基本哲学に則して、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会において、当該諮問に対して客観的な視点による審議を経て、その答申を受けて取締役会決定を行っています。

### [役員報酬制度の基本哲学]

- ・グループミッションの実現を促すものであること。
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準を目指すこと。
- ・長期的な企業価値向上を目指し、中長期ビジョンの実現を動機づけるものであること。
- ・短期目標の達成を動機づけるとともに、過度に短期志向に偏らないように配慮されていること。
- ・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性及び合理性を備えた設計であり、これを満たす適切な審議及び評価プロセスを経て設計されること。
- ・個人のミッションに応じて、その役割・責任の大きさに準じた報酬水準であり、目標達成度が報酬に反映される設計であること。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた月額固定金銭報酬と、業績連動金銭報酬、株式報酬で構成し、監督機能を担う取締役には月額の固定金銭報酬を設定しています。また、役員退職慰労金制度はありません。

#### a. 各報酬の概要

役員報酬は、当会社の取締役のみに支給される監督報酬としての「基本報酬」、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定される業務執行報酬としての「基本報酬」、業績及びミッションの達成状況によって支給される「業績連動金銭報酬」並びに「譲渡制限付き株式報酬」からなります。

「基本報酬」は、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて役員報酬 規程で定めます。「業績連動金銭報酬」の報酬割合は、業務執行報酬としての基本報酬に100分の10を乗じた額を基準とし、業績指標達成度及び個人考課の結果を反映して0～200%の範囲で変動します。業績目標と個人考課の評価ウエイトは8：2とします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には業績連動報酬の変動報酬は相応しくないため、監督報酬としての「基本報酬」のみの支給としています。

#### b. 固定及び業績連動金銭報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額につきましては、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において年額300百万円以内で決議をいただいております。また、本株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名であります。また、監査等委員である取締役の報酬等の総額につきましては、本株主総会において年額40百万円以内と決議をいただいております。本株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

当社の取締役会は、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役報酬を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、その適正性及び透明性を担保することを目的として、また、コーポレートガバナンスを一層充実させるために、取締役会の任意の諮問機関とする指名・報酬委員会の答申を得たうえで、決定しております。

当事業年度に係る固定報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2023年12月15日開催の取締役会の決議により決定いたしました。また、業績連動金銭報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2024年10月22日開催の取締役会の決議により決定いたしました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2023年12月15日開催の監査等委員の協議により決定いたしました。

### c. 譲渡制限付き株式報酬

当社は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、監査等委員である取締役以外の取締役等に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。これを2024年12月19日開催の第40期定時株主総会決議に基づき一部改訂し、譲渡制限付きの株式報酬としております。

この改定により、取締役等への給付株式が在任期間中から明確となり、取締役等が株価上昇メリット及び株価下落リスクを株主の皆様と一層緊密に共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めると考えています。

譲渡制限付き株式報酬のポイント数は、1事業年度当たり25,000ポイントを上限とし（うち取締役分として21,000ポイント、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）、役員株式給付規程にて定める役位別ポイントに基づいて決定いたします。

以上

# 事業報告

(2023年10月1日から  
2024年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善する中で緩やかな回復基調で推移しました。一方、長引く円安や原材料価格・エネルギーコストの上昇に伴い、生活必需品の値上げが続いており、個人消費の持ち直しの動きに足踏みがみられ、加えて不安定な国際情勢における地政学的リスクの高まりなど、懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

レジャー・観光・飲食業界におきましては、新規ホテル開業が依然引き続いていること、外食、宿泊・温泉施設、遊園地・テーマパークなど外出を伴うレジャーの参加人口が全般的に伸びていること、訪日客のインバウンド需要も伸びており、これらに加えて物価や消費単価が上がっていることもマーケットの拡大に寄与しました。

このような環境のもと、当連結会計年度における連結売上高は17,631百万円（前連結会計年度比18.9%増）、連結営業利益は595百万円（前連結会計年度比115.9%増）、連結経常利益は630百万円（前連結会計年度比100.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は429百万円（前連結会計年度比86.4%増）となりました。

続きまして、当連結会計年度における事業別の状況は次のとおりです。

#### <スチュワード事業>

当事業は、ホテル・レストランを中心として食器洗浄をはじめとする厨房管理業務及び清掃業務を全国展開する当社グループの中核となるセグメントです。

当連結会計年度においては、年間で19件の新規事業所を開業いたしました。特に上半期の新規開業が東日本に集中したのに対して、下半期の開業は逆にもっぱら西日本となり、単に稼働が高いだけではない、新たな現場を立ち上げる負荷の高いシーズンとなりました。ベテラン人材を中心に全国規模で体制を相互サポートしつつ、年間で845名の純増となった社員及びパート・アルバイトの育成を並行して進め、次年度の売上底上げのベースを着実に作りました。また、労働環境のモニタリング強化やケガや事故事例の迅速な共有と対応など、稼働の高まりによって生まれがちな無理やムラ、気のゆるみを予防強化しました。

前年度からスタートした、繰り返し利用できる容器のシェアリングサービス「Re&Go（リーアンドゴー）」でのご縁から、東京ビッグサイトで開催されたワインイベント Pro Wine Tokyo 2024 では会場内でワイングラスを洗浄する機会に恵まれました。通常はバックヤードで仕事をする従業員にとって、ゲストの方に見ていただけるイベント会場内での作業には戸惑いもありました

が、予期せぬお褒めに誇りを感じる機会ともなりました。また、リサイクル素材を使用した素材だけにブランド使用が認められているBRING Materialの新ユニフォームへの導入や、武蔵野調理師専門学校の『環境と食』カリキュラムにてSDGs講義を当社社長が担当するなど、社会的な取り組みにも積極的に参加しました。

これらの結果、売上高は過去最高の8,487百万円（前連結会計年度比28.0%増）となり、営業利益は538百万円（前連結会計年度比110.6%増）と増収増益となりました。

#### <フードサービス事業>

当事業は、従業員食堂・ホテル内レストラン運営の受託を全国で展開し、フードビジネス事業としてセグメントを構成します。

当連結会計年度においては、依然として宿泊特化型ホテルにおける朝食レストランの需要の伸びが売上の底上げに寄与しました。食材の高騰や円安の影響もあって喫食単価が上がっていることも売上アップに影響しています。新規事業所の開業は、年間で10件の業務受託スタートとなりました。中でも、うち2件が近年第3の柱として力を入れている老人ホーム等ライフケア分野でありますことは特筆すべき点です。新卒採用の人員もこの分野のスキル・知識習得者を増やすことを目的に集中的に配属しており、翌年度のマーケット開拓に期待が持てる一年となりました。また、新たな取り組みとして、朝食ビュッフェの受託をお請けしているホテルでランチ営業の取り組みをスタートしました。

かねてより参画して進めていました大阪農業園芸・食テクノロジー専門学校との産学連携企業プロジェクトは佳境を迎え、数ある商品提案の中から入選した肉不使用の大豆ミートで実現したガレットやスコッチエッグといったメニューが、センダンが運営するレストラン「ナンバリボン」にて提供されました。

これらの結果、売上高は3,919百万円（前連結会計年度比21.1%増）となり、営業利益は104百万円（前連結会計年度比20.2%増）の増収増益となりました。

#### <空間プロデュース事業>

当事業は、映像・音響・放送・セキュリティーに関する設計・施工・販売・管理・メンテナンスに加え、BGM及び香りまで提供する空間プロデュース事業としてセグメントを構成いたします。

当連結会計年度においては、引き続き堅調な監視カメラ関連及び音響・映像関連設備の新規設置及び更新が収益を支えました。また、対前年比較にて売上の伸びに対して利益の伸びが格段に高いことは、ここ近年のコスト意識の強化の成果と手応えを感じています。

一方、テクノロジー統合型グリーンウォール「bio」のリリース、アートグリーン株式会社との業務提携発表、フレグランス事業の輸入・販売元であるScent Air社からの実績表彰などは、近年の新たな取り組みが設計や施工との関りにおいて強化されている状況と捉えています。また、東洋メディアリンクスが玉川大学のSTREAM Hall 2019にて映像アート演出プレゼンした「art（アート）」の力で社会課題を解決する試み”は、産学連携のより踏み込んだ課題解決として、その先の展開に多くの関係者からの関心を集めました。音響特機はInterBEE2023、プロ機器展・機材フ

オーラムなど、全国各地で意欲的にイベント出展して、取扱商品の先取性やバリエーションに関心をいただきました。あわせて、本社ビル1Fに多目的モデルルームをオープン、最新取扱ブランド機器の製品トレーニングや設備用スピーカー試聴・デモンストレーションの随時開催をスタートしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は5,236百万円（前連結会計年度比5.6%増）となり、営業利益は224百万円（前連結会計年度比81.1%増）の増収増益となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、79百万円であります。

その主なものは、スチュワード事業における事務所内レイアウト変更に伴う資産取得（7百万円）、空間プロデュース事業における事務所内レイアウト変更に伴う資産取得（29百万円）、基幹システムサーバー・販管システム改修等資産取得（17百万円）、音響測定機材等資産取得（4百万円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中には、該当する重要な事項はございません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2021年9月期)	第 38 期 (2022年9月期)	第 39 期 (2023年9月期)	第 40 期 (当連結会計年度 (2024年9月期))
売 上 高 (千円)	9,412,227	10,883,247	14,832,568	17,631,382
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△)	(千円) △420,335	102,966	230,162	429,039
1株当たり当期純利益又 は当期純損失 (△)	(円) △83.36	20.63	46.08	85.90
総 資 産 (千円)	4,701,495	5,096,479	5,700,595	5,931,124
純 資 産 (千円)	2,124,638	2,168,915	2,346,000	2,674,954
1株当たり純資産額 (円)	426.06	434.25	469.70	535.57

- (注) 1. 純資産に、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。また、当期の1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
2. 第38期(2022年9月期)の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

## (3) 重要な子会社の状況 (2024年9月30日現在)

事業区分	会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
スチュワード事業	(株)セントラルサービスシステム	50,000千円	100%	スチュワード管理事業
	(株)セントラルホテルサービス	10,000	100	スチュワード管理事業
フードサービス事業	(株) センダ ン	50,000	100	総合給食事業
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	50,000	100	映像・音響機器等販売施工事業
	音響特機(株)	100,000	100	音響・放送機器等販売事業
	Mood Media Japan(株)	10,000	100	音楽・映像ソフト制作事業
その他	(株) C S S ビジネス サポ ー	10,000	100	総務・人事・経理管理事業

#### (4) 対処すべき課題

今後も事業活動に必要なコストは上昇することが想定されますが、わが国経済の雇用や所得環境の状況、グローバルな視点での日本経済の位置づけを察するに、企業収益や個人消費といった経済環境は回復の傾向が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは2025年度から「中長期経営計画 Go Beyond! next20」の3ヶ年フェーズを迎えます。このフェーズでは、既存の事業分野の安全で信頼性の高い事業運営基盤から生まれる堅実な事業収益を、いかに新たな顧客価値の提供に対して金銭及び人的投資できるかが大きなポイントと捉えています。各事業の経営環境を踏まえて新たな取り組みを積極的に展開するとともに、リスク・課題のプライオリティを定めて着実な前進を果たすことで、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

各事業における重点施策は以下のとおりです。

##### <スチュワード事業>

本セグメントの重点課題は「スチュワード業務の確立」です。スチュワードとは、ホテルなどにおいて什器や食器管理のプロ集団です。ホテル宴会のメニューに対応する食器を調理人と連携して用意し、食事後にサービスの方がさげてきた食器を洗浄、保管、メンテナンスと管理を行います。数々の食器、グラス、カトラリーを間違いなく揃え、お客様に素晴らしいお料理が提供できるように、食器の破損や輝きなどを日々チェックしているプロフェッショナルな仕事です。

これに対して現在、食器洗浄機や洗剤、衛生に関する必要知識やスキルのアップデート及びレベルアップのために、スチュワードに関する社内資格試験など従業員教育に力を入れ、必要な投資を行っています。また、DXやAI・ロボティクスといった先進技術の導入によるバックヤード変革の検討と、そのための異業種との交流を積極的に推進しています。当社がグループの中核として進めるx-value（クロスバリュー）ユニット活動と連携して、事業セグメント内にneXtage（ネクステージ）ユニットを組織化し当事業におけるベテラン人材を配置、活動を進めています。

雇用に関しては外国人や高齢者の方の雇用機会が増えることへの対応を進めています。働き手として外国人の方が増えていることへの対応として、リーダーシップ人材としての外国人スチュワードの養成や、外資系ホテルの増加に伴って英語力に優れた外国人の活躍機会などを期待して積極的に人材の獲得・育成に投資しています。高齢者の方に対しては、短時間だけ働きたいというニーズに合わせた業務の設定やきめ細かなシフト対応、保険加入者が増えるであろう流れなども想定して、対応を進めています。これらの対応を加速するためにダイバシティグループを組織化して、課題解決ミッションを具体化しています。

また、人手不足、高齢化、非熟練者の増加など、事故、ケガ、トラブルの未然防止によって、従業員が安心して働ける職場環境を維持するために、社長直轄でリスクマネジメント室を組織化し、当社と連携して専門性と時代の要請に対する速やかな対応に組織的に注力しています。リスクを機会として有効に活かすことも念頭に、攻めのリスクマネジメント室として、ホテル等のお客様との情報共有や現場巡回を積極的に行ってまいります。

### <フードサービス事業>

クライアントが主にホテル・レストラン業界であることから、多くの課題感がスチュワード事業セグメントと共通しています。特に働きやすい環境づくりや、食材を取り扱う者としてのHACCP等の衛生管理の知識、意識は常にブラッシュアップの必要があり引き続き対応を進めています。

次世代事業価値づくりも喫緊の課題であり、当社と連携し、設備設計やオートメーション・ロボティクス技術をもつ企業との連携によるレストラン事業における料理施設設備変革、大学・短大・専門学校との産学連携による社会価値づくりなどの取り組みをクライアントと共にプロジェクト推進しております。

また、第三の柱として育てている老人ホーム等ライフケア分野については、かねてより当社人材を現場経験や知見習得のために積極的に投入しておりますが、さらに外部連携の強化によって当該事業育成のスピードを加速すべく活動しています。

スチュワード事業と同様に労働環境や人権配慮、及び労務費上昇や食材・資材費、物流費などの上昇など、想定される事業リスクを社長直轄のリスクマネジメント室で集約し、当社と連携して取り組みに注力しています。

### <空間プロデュース事業>

設計、調達、施工、保守という従来の価値を基盤として、現場においては空間をプロデュースするという価値実現の提案機会が増えてきており、これに対応する製品力、提案力、人材などの調達や獲得、育成が求められています。

外部との連携による新たな価値づくりという点においては、当事業セグメントが商品を調達しながら施工につなげる立ち位置にあることから、メーカーをはじめ様々な事業協力パートナーとの連携において試行錯誤を進めています。例えば音響特機においては、会議室システムなど新たな商材を含めてデモンストレーション可能なモデルルームを本社1階に作り、本格稼働をスタートしました。東洋メディアリンクスは、AIやサイネージを活用した提案が本格化してきており、大学との産学連携コラボや商業施設への提案といった今の時代に即した商品ラインナップへの展開を進めています。

社長直轄・当社との連携によるリスクマネジメント室の組織化は本セグメントにおいても同様です。資材・物流費の上昇や為替変動などこのセグメントに特徴的なリスクも含めてグループ連携によるリスク対策を進めています。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業区分	主事製品・事業内容
スチュワード事業	ホテル・レストランにおけるスチュワード管理
フードサービス事業	従業員食堂及びレストラン運営
空間プロデュース事業	セキュリティ・システム、音響映像システム等の販売・施工 業務用音響機器の輸入・販売

(6) 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

当 社		本社：東京都中央区
スチュワード事業	(株)セントラルサービスシステム	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市 東海営業所：愛知県名古屋市 福岡営業所：福岡県福岡市
	(株)セントラルホテルサービス	本社：東京都中央区
フードサービス事業	(株)センダン	本社：東京都中央区 大阪支社：大阪府大阪市
空間プロデュース事業	東洋メディアリンクス(株)	本社：東京都中央区 商品センター：神奈川県川崎市
	音響特機(株)	本社：東京都中央区 仙台営業所：宮城県名取市 名古屋営業所：愛知県名古屋市 大阪営業所：大阪府大阪市 広島営業所：広島県広島市 福岡営業所：福岡県福岡市 商品センター：東京都江東区
	Mood Media Japan(株)	本社：東京都中央区
その他	(株)C S S ビジネスサポート	本社：東京都中央区

## (7) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
グループ全体の経営・管理	3名 (0名)	0名 (0名)
スチュワード事業	271名 (5,310名)	18名増 (854名増)
フードサービス事業	153名 (906名)	7名増 (146名増)
空間プロデュース事業	118名 (0名)	7名増 (0名)
その他	27名 (6名)	5名減 (1名減)
合計	572名 (6,222名)	27名増 (999名増)

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人が、スチュワード事業において前連結会計年度末に比べて18名増加(854名増加)、フードサービス事業において7名増加(146名増加)したのは、主に受注業務拡大に伴い従業員が増加したことによるものであります。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	0名	52.3歳	12年11ヵ月

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	110,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社鹿児島銀行	50,000
株式会社りそな銀行	30,000
株式会社商工組合中央金庫	30,000
三井住友信託銀行株式会社	30,000
合計	450,000千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 20,776,000株                   |
| ② 発行済株式の総数    | 5,285,600株 (自己株式165,408株を含む。) |
| ③ 株主数         | 1,910名                        |
| ④ 大株主 (上位10名) |                               |

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090802)	677,000株	13.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口620090803)	671,000株	13.10%
株式会社ユニヴァ・アセット・マネジメント	600,000株	11.72%
野口 緑	566,600株	11.07%
S・T E C株式会社	425,000株	8.30%
白土 将敏	223,500株	4.37%
秋元 之浩	156,300株	3.05%
C S Sグループ従業員持株会	133,928株	2.62%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	125,600株	2.45%
株式会社広美	80,000株	1.56%

- (注) 1. 当社は、自己株式を165,408株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (165,408株) を控除して計算しております。
3. 役員向け株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が125,600株保有しております。なお、当該株式は自己株式に含めておりません。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年9月30日現在）

発行決議日	2004年12月19日	2005年12月18日	
新株予約権の数	210個	253個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 25,300株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)	新株予約権1個当たり1円 (100株当たり1円)	
権利行使期間	2005年2月1日から 2024年12月19日まで	2006年2月1日から 2025年12月18日まで	
行使の条件	注1	注2	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数：205個</li> <li>・目的となる株式数：20,500株</li> <li>・保有者数：1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数：252個</li> <li>・目的となる株式数：25,200株</li> <li>・保有者数：1人</li> </ul>
	取締役 (監査等委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数：5個</li> <li>・目的となる株式数：500株</li> <li>・保有者数：1人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数：1個</li> <li>・目的となる株式数：100株</li> <li>・保有者数：1人</li> </ul>

- (注) 1. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から行使できるものとする。  
 なお、2023年12月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権の譲渡に際しては、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③ その他の条件は当社と被付与者との間で締結した契約に定める。
2. ① 新株予約権は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から行使できるものとする。
- ② 前記①にかかわらず、2024年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年1月1日より新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	水 野 克 裕	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役社長 (株)CSSビジネスサポート 代表取締役社長
代 表 取 締 役	野 口 緑	(株)セントラルサービスシステム 代表取締役会長 (株)センダン 取締役 (株)CSSビジネスサポート 取締役会長 東洋メディアリンクス(株) 取締役 音響特機(株) 取締役
取 締 役	太 田 清 久	(株)CXC 代表取締役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	越 智 敦 生	越智会計事務所 代表
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	永 辻 航	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	山 河 和 博	(株)シャルドネ・オフィス顧問

- (注) 1. 当社は、越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
2. 越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）越智敦生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士として培われた専門知識、主に企業法務分野に関する高い見識を有しております。
5. 取締役（監査等委員）山河和博氏は、企業経営に関する知識や、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験を有しております。
6. 当社は、社外取締役である越智敦生氏及び永辻航氏、山河和博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、並びに内部監査部門から定期的なヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

## 8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員、子会社等の役員等を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者がその職務に関し責任を負うこと、また当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。保険料は特約部分も含めて当社が全額負担しており、被保険者の保険料の負担はありません。

### ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
稲葉 秀二	2023年12月15日	任期満了	取締役会長 UNIVA CAPITAL Group, Inc.会長兼グループCEO Oakキャピタル(株) 代表取締役
讃岐 康司	2023年12月15日	任期満了	取締役 ㈱セントラルサービスシステム 代表取締役 ㈱CSSビジネスサポート 代表取締役 東洋メディアリンクス(株) 取締役
福田 峰夫	2023年12月15日	任期満了	取締役（監査等委員） ㈱オフィスM 代表取締役 スターツ出版(株) 社外取締役 ㈱ピーシーデポコーポレーション 社外取締役

### ③ 取締役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

##### a. 基本方針

当社は役員報酬制度をグループガバナンスにおける最重要事項として位置づけ、以下の基本哲学に則して、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会において、当該諮問に対して客観的な視点による審議を経て、その答申を受けて取締役会決定を行っています。

[役員報酬制度の基本哲学]

- ・グループミッションの実現を促すものであること
- ・優秀な人材を確保・維持できる金額水準を目指すこと
- ・長期的な企業価値向上を目指し、中長期ビジョンの実現を動機づけるものであること
- ・短期目標の達成を動機づけるとともに、過度に短期志向に偏らないように配慮されていること
- ・株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性及び合理性を備えた設計であり、これを満たす適切な審議及び評価プロセスを経て設計されること
- ・個人のミッションに応じて、その役割・責任の大きさに準じた報酬水準であり、目標達成度が報酬に反映される設計であること

具体的には、業務執行取締役の報酬は、役位別に定められた月額固定金銭報酬と、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬で構成し、監督機能を担う取締役には月額固定金銭報酬を設定しています。また、役員退職慰労金制度はありません。

#### b. 各報酬の概要

役員報酬は、当社の取締役のみに支給される監督報酬としての「基本報酬」、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定される業務執行報酬としての「基本報酬」、業績及びミッションの達成状況によって支給される「業績連動金銭報酬」並びに「業績連動株式報酬」からなります。

「基本報酬」は、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさに応じて役員報酬規程で定めます。「業績連動金銭報酬」の報酬割合は、業務執行報酬としての基本報酬に100分の10を乗じた額を基準とし、業績指標達成度及び個人考課の結果を反映して0～200%の範囲で変動します。業績目標と個人考課の評価ウエイトは8：2とします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、監督報酬としての「基本報酬」のみの支給としています。

#### c. 固定及び業績連動金銭報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額につきましては、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において年額300百万円以内で決議をいただいております。また、本株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。また、監査等委員である取締役の報酬等の総額につきましては、本株主総会において年額40百万円以内と決議をいただいております。本株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

当社の取締役会は、株主総会決議で定めた報酬限度額の範囲内で取締役報酬を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、その適正性及び透明性を担保することを目的として、また、コーポレートガバナンスを一層充実させるために、取締役会の任意の諮問機関とする指名・報酬委員会の答申を得たうえで、決定しております。

当事業年度に係る固定報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2023年12月15日開催の取締役会の決議により決定いたしました。また、業績連動金銭報酬の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申を得たうえで、2024年10月22日開催の取締役会の決議により決定いたしました。

取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2023年12月15日開催の監査等委員の協議により決定いたしました。

#### d. 業績連動報酬に関する事項

当社は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、監査等委員である取締役以外の取締役に対し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動報酬に係る指標は、会社の業績との連動性を高め、各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益としております。

業績連動報酬の額は、每期16,250千円を上限とし、社外取締役3名を含む監査等委員会の意見を踏まえ、当社の取締役会で決定する給付株式数算定基礎額に応じて、毎事業年度における業績目標の達成度

等と勘案してポイントを算定し、役員別に取り締役会で決定のうえ支給いたします。

当該事業年度の業績は、親会社株主に帰属する当期純利益は計画を上回ったものの、本制度の改定を進めている最中であることに鑑み、2024年10月22日開催の取締役会において、制度改定の主旨説明と共に本年度は当該報酬を支払わない旨を報告しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	76,142	68,375	7,767	—	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	11,190 (11,190)	11,190 (11,190)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	87,332 (11,190)	79,565 (11,190)	7,767 (—)	— (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表には、2023年12月15日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第31期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
5. 業績連動報酬の額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）越智敦生氏は、越智会計事務所の代表を兼務しております。  
なお、当社と越智会計事務所の間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）永辻航氏は、弁護士事務所に所属しており、重要な兼職はありません。
- ・取締役（監査等委員）山河和博氏は、(株)シャルドネ・オフィスの顧問を兼務しております。  
なお、当社と両社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査等委員会（4回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 （監査等委員）	越智 敦生	17回	100%	4回	100%
	永辻 航	17回	100%	4回	100%
	山河 和博	17回	100%	4回	100%

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 越智 敦生	<p>公認会計士としての専門的見地から、特に各種案件における財務的観点からの検討など、独立した客観的な立場から、企業価値向上と株主利益の確保に向けた監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。</p> <p>また、監査等委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役 永辻 航	<p>弁護士として培われた専門的見地から、特に各種案件における企業法務の観点からの検討など、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視・助言・発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、当社の内部監査について適宜必要な発言を行うほか、取締役会の議案について事前に協議・精査を行うなど、取締役会の実効性向上に努めております。</p> <p>また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役 山河 和博	<p>様々な事業において企業経営に関する知識を有しており、IPO担当役員として2度の株式公開を果たすなど、証券会社や監査法人対応など上場企業における豊富な実務経験を有しております。また、監査役として企業における監査の実態に対する知見やガバナンスコードの対応など多様な経験を活かし、当社経営の監督、経営全般への助言・発言を行っております。就任後に開催された取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、取締役会の議案について事前に協議・精査をおこなうなど、取締役会の実効性向上に努めております。</p> <p>また、監査等委員会委員、任意の諮問機関である指名・報酬委員会委員として、当社の企業価値向上に尽力しております。</p>

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,990千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,990千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、2023年12月15日開催の第39期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、職務を遂行できるように、当社及び当社子会社においては、会社法等法令に準拠する諸機関設置に加え、代表取締役社長指導の下、グループ各社に各社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、定例的に招集する。同委員会は、経営の根幹を形成するコンプライアンス、リスク管理、CSR等コーポレート・ガバナンス上の重要事項を審議する。

また、企業経営の基本方針となるCSSグループ倫理規程及びコンプライアンス規程を制定の上、代表取締役がその精神をグループ全社の取締役及び使用人に継続的に伝達し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

さらに、グループ内に内部通報制度を継続的に機能せしめ、弁護士事務所及び税理士事務所とも顧問契約を結び、コンプライアンス体制の強化・補完を図ることとする。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

また、情報管理及び個人情報保護については、各々の管理規程に定める。

### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社では、取締役会が経営に関わる全般的リスク管理を所管し、取締役会での協議を経て、管理部門担当役員が統括責任者となり、具体的リスク管理の徹底を図る。

様々なリスクを体系的・効率的に管理するべく、既存の「安全衛生管理規程」、「債権管理規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等に加え、新たなるリスク発生に際しては、適宜必要なリスク管理規程を制定するとともに、グループ各社は当社制定「リスク管理の指針」に基づき要領・手続を制定し、リスク管理に万全を期すこととする。

### ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定期的で開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略、事業計画の執行及び監視に関する意思決定を行う。

当社の取締役会では、CSSグループ各社の経営、運営に係る重要事項の報告を受け、業務の執行状況の監査、予算実績管理等を行い、経営及び業務の執行の効率と効果を確保することとする。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関係会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき管理部門担当役員が統括する。  
取締役会は、関係会社の自主性を尊重し、その経営について経営計画に基づいた適切な施策の実行、効率的な業務の遂行、コンプライアンス体制の運営、リスク管理への対応がなされているかを確認し、業務の適正を確保する。  
取締役会は、グループ管理体制の課題や問題を的確に把握し、その改善を実行する。  
監査等委員会は、定期又は適宜にグループ管理体制を監査し、必要に応じて、取締役会にて報告することとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社グループの取締役及び使用人は、その他の取締役及び使用人の職務の執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。  
また、その他の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見もしくは認知した場合、その事実を法令並びに社内規程に基づき監査等委員会に報告することとする。  
監査等委員会は取締役会及び重要な会議に出席するとともに、取締役会の付議事項、決定事項、重要な会計方針や会計基準、内部監査の実施状況、その他会社の重要事項等会社の業務執行に関わる文書を読覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。  
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。また、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携してグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会はコンプライアンス、CSR等内部統制の確保について、監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができる。  
使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は、監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を確保する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役及び従業員に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針とする。

反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に則して対処する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 法令遵守等

法令及び各種社内規程の違反状況について、各所管部署より担当役員に対し、適切に報告がなされ、適正に対応いたしました。また、取締役及び使用人に対し、個人情報保護法に関する勉強会を実施し、個人情報管理の重要性を再確認するとともに、個人情報漏洩の防止に努めました。

② 情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役の求めがあれば随時、閲覧提供しています。

③ 損失の危険の管理

毎月1回開催される定時取締役会において、当年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

④ 取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要事項は「取締役会規程」「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役に報告されています。

⑤ グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査等委員会が定期的の子会社を訪問して監査を実施しています。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

毎月1回開催される定時取締役会には監査等委員全員が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況及び内部統制の状況を確認しています。また、取締役、グループ各社の監査役と情報交換を行い、当社及びグループ各社において発生しうるリスク・課題についての認識を共有し、監査等委員会の視点から問題提起を行いました。監査等委員会は、当社監査人であるRSM清和監査法人よりレビュー及び監査の報告を受けております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、当期の業績、連結配当性向及び当社配当性向と今後の経営における施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期の配当は期初に予定をしておりました1株あたり中間配当10円、期末配当10円の年間合計20円配当に対して、第2四半期決算発表と同時に期末配当に記念配当10円を加算することを発表、計画通り年間合計30円の配当を実施いたします。

今後の剰余金の配当等に関しては、引き続き継続的かつ安定的な配分を行う方針です。増益・増配で株主のみなさまのご支援にお応えするよう力を尽くす一方、さらなる成長基盤の強化に向けた事業投資や人的資本への投資あるいは自社株買いなど、企業価値すなわち株式時価総額や株価を高める戦略の様々な可能性及び選択肢に対してもバランスよく柔軟な配分を実行していきたいと考えています。

また、内部留保資金につきましては、今後の基軸事業の強化による収益力の向上、人材育成の強化、グループシナジーや外部リソース活用による価値創出等のために有効投資してまいります。

## 連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,674,946</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,857,802</b>
現金及び預金	906,589	支払手形及び買掛金	490,732
受取手形、売掛金及び契約資産	2,040,173	短期借入金	450,000
商品及び製品	545,094	リース債務	15,427
仕掛品	27,254	未払金	835,075
原材料及び貯蔵品	17,587	未払消費税等	364,329
未収入金	5,539	未払法人税等	200,945
短期貸付金	10,161	賞与引当金	124,966
その他の他	123,009	役員賞与引当金	11,866
貸倒引当金	△462	その他の他	364,460
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,256,178</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>398,366</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,385,635</b>	リース債務	14,060
建物及び構築物	379,026	退職給付に係る負債	344,792
土地	951,628	繰延税金負債	7,141
その他の他	54,979	株式給付引当金	3,394
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>71,881</b>	長期未払金	20,377
のれん	13,311	資産除去債務	8,101
その他の他	58,570	その他の他	500
<b>投資その他の資産</b>	<b>798,661</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,256,169</b>
投資有価証券	538,668	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	104,920	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,540,216</b>
その他の他	155,924	資本金	393,562
貸倒引当金	△852	資本剰余金	279,271
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,931,124</b>	利益剰余金	1,976,956
		自己株式	△109,573
		その他の包括利益累計額	134,738
		その他有価証券評価差額金	134,738
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,674,954</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,931,124</b>

# 連結損益計算書

(2023年10月1日から  
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	17,631,382
売上原価	14,772,092
販売費及び一般管理費	2,859,290
営業外収益	2,263,323
営業外費用	595,967
受取利息	1,979
受取配当金	12,713
受取賃貸料	10,011
仕入割引	9,178
雇用調整助成金	4,452
為替差益	3,586
その他	6,198
営業外費用	48,120
支払利息	8,718
支払手数料	1,979
その他	3,130
経常利益	13,827
特別利益	630,260
固定資産売却益	150
特別損失	150
固定資産除却損	554
税金等調整前当期純利益	554
法人税、住民税及び事業税	629,855
法人税等調整額	258,593
当期純利益	△57,777
親会社株主に帰属する当期純利益	200,816
	429,039
	429,039

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から  
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2023年10月1日残高	393,562	279,271	1,650,321	△109,543	2,213,612
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△102,404		△102,404
親会社株主に帰属する当期純利益			429,039		429,039
自己株式の取得				△30	△30
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	326,634	△30	326,604
2024年9月30日残高	393,562	279,271	1,976,956	△109,573	2,540,216

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2023年10月1日残高	132,387	132,387	2,346,000
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△102,404
親会社株主に帰属する当期純利益			429,039
自己株式の取得			△30
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	2,350	2,350	2,350
連結会計年度中の変動額合計	2,350	2,350	328,954
2024年9月30日残高	134,738	134,738	2,674,954

計算書類

貸借対照表  
(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>768,306</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,904,033</b>
現金及び預金	267,617	短期借入金	450,000
未収入金	86,487	関係会社短期借入金	1,390,000
前払費用	4,592	未払金	37,067
関係会社短期貸付金	380,000	未払費用	10,179
貯蔵品	348	未払法人税等	616
未収消費税等	12,930	預り金	2,434
未収還付法人税等	84	賞与引当金	1,002
その他	16,245	役員賞与引当金	7,767
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,651,430</b>	その他	4,967
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>891,101</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,574</b>
建物	272,516	退職給付引当金	2,323
土地	618,355	株式給付引当金	1,405
その他	229	繰延税金負債	1,845
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>603</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,909,607</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,759,725</b>	純 資 産 の 部	
投資有価証券	27,611	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,498,960</b>
関係会社株式	1,719,149	資 本 金	393,562
長期前払費用	9,711	資 本 剰 余 金	279,271
その他	3,252	資本準備金	117,699
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,419,737</b>	その他資本剰余金	161,571
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>935,700</b>
		その他利益剰余金	935,700
		別途積立金	600,000
		繰越利益剰余金	335,700
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△109,573</b>
		評価・換算差額等	11,168
		その他有価証券評価差額金	11,168
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,510,129</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,419,737</b>

# 損益計算書

( 2023年10月1日から  
2024年9月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
<b>営 業 収 益</b>		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	370,325	
関 係 会 社 受 取 貸 貸 料	108,261	
不 動 産 賃 貸 料	2,400	480,986
<b>営 業 費 用</b>		
一 般 管 理 費	404,268	404,268
<b>営 業 利 益</b>		<b>76,718</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	4,907	
受 取 配 当 金	670	
そ の 他	1,078	6,656
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	9,792	
支 払 手 数 料	1,979	11,771
<b>経 常 利 益</b>		<b>71,603</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>71,603</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290	
法 人 税 等 還 付 税 額	△80,669	
法 人 税 等 調 整 額	△1,328	△81,707
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>153,310</b>

# 株主資本等変動計算書

( 2023年10月1日から  
2024年9月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本 準備金	そ の 他 資本剰余 金	資本剰余 金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2023年10月1日残高	393,562	117,699	161,571	279,271	600,000	284,794	884,794	△109,543	1,448,085
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△102,404	△102,404		△102,404
当 期 純 利 益						153,310	153,310		153,310
自 己 株 式 の 取 得								△30	△30
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	50,905	50,905	△30	50,875
2024年9月30日残高	393,562	117,699	161,571	279,271	600,000	335,700	935,700	△109,573	1,498,960

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年10月1日残高	8,715	8,715	1,456,800
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△102,404
当 期 純 利 益			153,310
自 己 株 式 の 取 得			△30
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,453	2,453	2,453
事業年度中の変動額合計	2,453	2,453	53,329
2024年9月30日残高	11,168	11,168	1,510,129

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

株式会社C S Sホールディングス  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 村 山 大 二  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C S Sホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C S Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

株式会社C S S ホールディングス  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 村 山 大 二  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 亮  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C S S ホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月20日

株式会社CSSホールディングス 監査等委員会

監査等委員 越 智 敦 生 ㊞

監査等委員 永 辻 航 ㊞

監査等委員 山 河 和 博 ㊞

(注) 監査等委員越智敦生、永辻 航及び山河和博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 《本館中2階 光の間》



地下鉄 銀座駅 (徒歩5分)  
日比谷駅 (徒歩3分)  
内幸町駅 (徒歩3分)

JR 有楽町駅 (徒歩5分)  
新橋駅 (徒歩7分)

**UD**  
**FONT** 見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮した植物油  
インキを使用しています。